

町田市高齢社会総合計画 推進委員会および 町田市介護保険事業計画 審議会が 市長に答申



村野委員長と本間会長が市長に答申しました

すいまち・まちだ」を策定し、その着実な推進を図ってきました。

市では、高齢社会に対する長期的、総合的な行政計画として、また、老人福祉法および老人保健法に基づく法定計画として、1993年11月に「町田市高齢社会総合計画」みんなでつくる暮らしや

介護保険事業計画は、介護保険法において3年ごとに見直すこと

財団法人町田市在宅福祉サービス 公社を社会福祉法人町田市福祉 サービス協会へ改組

財団法人町田市在宅福祉サービス公社は昭和61年に任意団体として発足して以来、市民の主体的な参加を得て、市民相互扶助の仕組みづくりに取り組むとともに、安定した在宅生活の充実に図るため、福祉ニーズに応じた多面的な福祉サービスの提供や普及啓発事業に取り組んでまいりました。

今後は福祉サービス協会として公社の設立趣意書の精神を生かし、市民の皆さんのご支援、ご協力を得ながら、少子・高齢社会に対応するため市民活力を活かした新しい仕組みづくりに取り組んでいきます。

町田市在宅福祉サービス公社の事務所・電話番号はそのまま「社会福祉法人町田市福祉サービス協会」の事務所・電話番号となります。

このような状況を踏まえ、今後の町田市在宅福祉サービス公社のあり方を検討した結果、平成15年4月1日から社会福祉法人町田市

に定めているため、市では計画の改定について、町田市高齢社会総合計画推進委員会（村野順三委員長）と町田市介護保険事業計画審議会（本間昭会長）に諮問していましたが、2月18日、村野委員長

と本間会長から答申を受けました。

答申の主な内容は、1・介護保険事業の円滑な運営（介護保険事業計画）、2・介護予防・生活支援サービスの充実、3・痴呆性高齢者対策の充実、4・保健・医療サービスの充実、5・社会参加の推進、6・高齢社会に対応したまちづくりの推進となっております。計画期間は2003年度～2007年度の5年間です。

市は、この答申に基づき第2次改定計画を策定します。

なお、答申書については市政情報やまびこ（中町分庁舎1階）、高齢者介護課（健康福祉会館分館および本庁舎2階）で閲覧できます。お問い合わせは、高齢者介護課（☎721・3136）へ。

特別養護老人ホーム 「悠々園」が開園



1日から開園する「悠々園」

市では、介護保険制度の充実を目指して様々な基盤整備を進めています。このたび能ヶ谷東部土地地区画整理地区内に社会福祉法人悠々園の新築工事が完了しました。この事業に対し、市でも施設整備等の補助を行っています。この施設には、特別養護老人ホーム、短期入所施設（ショートステイ）、在宅介護支援センター、デイサービス、ヘルパーステーションなどが整備

され、総合的な高齢者施設として4月から事業を開始する予定です。

建物規模は、鉄筋コンクリート造地上3階建てで、4816・06平方メートルです。定員は、特別養護老人ホームが80床、短期入所20床、デイサービス1日あたり約20人です。

高齢者介護課 ☎721・3136、社会福祉法人悠々会 ☎737・7288

市役所の組織の一部が変わります 4月から「子ども生活部」を設置

市では、市役所内の子ども行政を一元化し、子どもを対象とした施策を総合的に推進する体制を強化するため、「子ども生活部」を設置します。「子ども生活部」の組織は、下表のようになります。業務によっては問い合わせ先の電話番号が変わることがありますのでご注意ください。

子ども生活部	主な業務	旧担当課	電話番号
子ども総務課			
企画総務係	・子どもに関する総合計画	総務部総務課	724 - 2876
	・私立幼稚園・専修学校・各種学校に関すること	教育委員会生涯学習部青少年課	
	・青少年問題協議会に関すること		
医療費助成係	・乳幼児医療費助成 ・ひとり親家庭医療費助成	健康福祉部児童福祉課	724 - 2143
手当助成係	・私立幼稚園等園児保護者補助金 ・幼稚園就園奨励費補助金 ・幼児教育手当	教育委員会学校教育部学務課	724 - 2139
	・私立小中学校等保護者補助金	総務部総務課	
	・各種福祉手当	健康福祉部児童福祉課	
児童青少年課	学童保育クラブ、子どもセンター、青少年育成事業等	教育委員会生涯学習部青少年課	724 - 2182
子育て支援課	・子育て支援相談、保育所・母子生活支援施設の入所相談、母子緊急一時保護、母女性福祉資金貸付	健康福祉部児童福祉課	724 - 2137
	・保育施設の計画・整備・運営・管理		724 - 2138
子ども家庭支援センター	・子どもと家庭に関する総合的な相談、子育て支援サービスの調整等		710 - 1525
市立保育園	・保育の実施、保育に関する情報提供・相談		

色の付いている事務は4月から問い合わせ電話番号が変更になるものです

4月1日から 町田市準夜急患子どもクリニック 毎日の診療体制となります

療を必ず受けるようにして下さい。また、同子どもクリニックを受診する場合は、事前に必ず電話で連絡して下さい。医療機関の案内や、お待たせしないよう来院時

間の調整を行います。

町田市準夜急患子どもクリニック
☎710・0927（電話案内）
午後6時から
健康課 ☎725・5471

市では、小さなお子さんが急病になったとき、安心して診療が受けられるように、準夜帯（午後7時～10時、受付は午後9時30分まで）の急病診療事業を行っています。

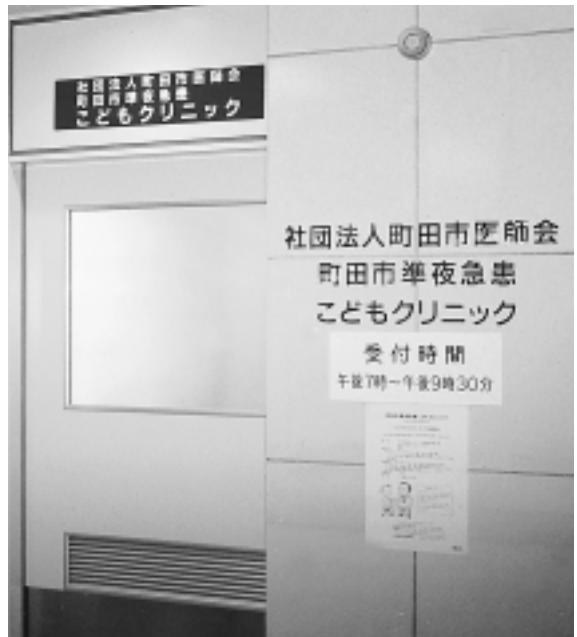
4月からは現在行っている休日の小児準夜診療事業を統合し、365日、毎日診療する体制になります。

この事業は、市が町田市医師会に委託し、小児科医などの協力医によって実施するものです。さらに、入院や高度の医療を必要とする場合は、町田市民病院等の小児科と連携することになります。

なお、日中の当番医事業や夜間の救急当番医、救急病院事業等は、引き続き実施します。

【対象・利用方法】
対象になるのは、急に病気になる、しかも、かかりつけ医や近所の医師に受診できない時など、緊急に診療を必要とするお子さん（15歳以下）が対象です。

入院治療を本来の目的とする病院との連携から、まずは、こどもクリニックの受診をおすすめします。急病の診療は、応急的なものです。翌日、かかりつけ医等の診療



365日の診療体制となった準夜急患子どもクリニック